

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

佐久穂町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県南佐久郡佐久穂町

3 地域再生計画の区域

長野県南佐久郡佐久穂町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、平成 17 年（2005 年）の合併時の 12,980 人（平成 17 年度国勢調査人口）から減少しており、令和 2 年（2020 年）には 10,218 人（令和 2 年度国勢調査人口）まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年（2045 年）には総人口が 6,197 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口は平成 22 年（2010 年）の 1,450 人から令和 4 年（2022 年）には 1,063 人と 387 人減少する一方、老年人口は平成 22 年（2010 年）の 3,847 人から令和 4 年（2022 年）には 3,989 人と 142 人増加し、高齢化率も平成 22 年（2010 年）の 31.9 パーセントから令和 4 年（2022 年）には 40.0 パーセントと 8.1 ポイント増加しており、今後、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口も平成 22 年（2010 年）の 6,772 人から令和 4 年（2022 年）には 4,910 人と 1,862 人減少している。

自然動態をみると、平成 8 年（1996 年）以降、死亡数が出生数を上回り、その差が拡大傾向にある。平成元年（1989 年）と平成 26 年（2014 年）を比較すると、25 年の間に、出生者数は半減、死亡者数は約 4 割増となっている。令和 3 年（2021 年）には死亡者数 175 人に対して出生者数 58 人の自然減（117 人）となっている。なお、本町の合計特殊出生率をみると、町村合併前の平成 5 年（1993 年）～平成 9 年（1997 年）には旧佐久町で 1.79、旧八千穂村で 1.81 だったものが平成 26 年（2014 年）～平成 30 年（2018 年）には 1.19 まで低下している。

社会動態をみると、平成 11 年（1999 年）以降、転出数が転入数を上回る状況が続いている。過去 30 年の年代別純移動の傾向として、進学や就職等により 10 代後半から 20 代前半で大きく転出超過し、20 代後半で転入超過しているが、10 代後半から 20 代前半の転出超過を回復できず社会減となっている。なお、令和 3 年（2021 年）には転出数 315 人に対して転入数 276 人の社会減（39 人）となっている。

このように人口の減少は、出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

また、町の就業人口は、平成 12 年（2000 年）から減少傾向にあり、平成 12 年（2000 年）と平成 22 年（2010 年）を比較すると第 3 次産業は横ばいであるものの、第 2 次産業と第 1 次産業は約 3 割減と大幅に数を減らしている。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域経済の縮小、行政サービスの低下、さらには地域コミュニティの衰退等住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、この町の強みである各集落における活動や健康管理事業をはじめとする多様なコミュニティが担い手となる取組への支援を通じて、長期的に機能する「まち・ひと・しごと創生」の土台をつくることで、町内に一定規模の年少人口と生産年齢人口を確保し、地域の生活基盤や経済を維持・発展させ、将来にわたって自らの力で継続する町を構築する。

なお、これらに取組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 「住み続けたい」という意思を尊重しすべての既存集落における居住機能を担保
- ・基本目標 2 「住み続ける誇り」を養い「選ばれる町の魅力」をもたらす子育て・教育環境の形成
- ・基本目標 3 地域に根差した「しごと」、「なりわい」の起業や事業育成環境の形成
- ・基本目標 1～3 横断 コミュニティを横断的に下支えし、新たなコミュニティを生み出す基盤の形成

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	住民の居住地区満足度	全体平均 …67.0%	全体平均 …67.0%以上	基本目標 1
	人口の社会増減延べ数	-324人	-200人	
イ	生産年齢人口（15～64歳）における「子育て・教育環境魅力指数」	行政が行っている施設や内容 …3.82 行政以外による教育や交流 …3.47	行政が行っている施設や内容 …3.82以上 行政以外による教育や交流 …3.47以上	基本目標 2
	佐久穂町子ども・子育てアンケート「子育てしやすいまち」と思う保護者の割合 ※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」合計	就学前乳幼児の保護者 …83.8% 小学生の保護者 …74.3%	就学前乳幼児の保護者 …83.8%以上 小学生の保護者 …74.3%以上	
	合計特殊出生率	1.19人	1.19人以上	
	出生数	261人	225人	

ウ	新たな事業の起業	商工 4 件	商工 2 件	基本目標 3
	消費者の産品購入意欲度	23.2 点	23.2 点以上	
	主に町内で買い物をする家庭の割合	37.6%	37.6% 以上	
	生産年齢人口	5,238 人	5,111 人	
エ	コミュニティ活性度に係る指数	コミュニティに属する人数割合 …78.5% 一人当たり所属するコミュニティ …1.78 件	コミュニティに属する人数割合 …78.5% 以上 一人当たり所属するコミュニティ …1.78 件以上	基本目標 1～3 横断

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

佐久穂町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 「住み続けたい」という意思を尊重しすべての既存集落における居住機能を担保する事業
- イ 「住み続ける誇り」を養い「選ばれる町の魅力」をもたらす子育て・教育環境を形成する事業
- ウ 地域に根差した「しごと」、「なりわい」の起業や事業育成環境を形成

する事業

- エ コミュニティを横断的に下支えし、新たなコミュニティを生み出す基盤を形成する事業

② 事業の内容

- ア 「住み続けたい」という意思を尊重し全ての既存集落における居住機能を担保する事業

地域コミュニティの実態把握、集落運営や組織再編のための支援、地域コミュニティによるケア体制の強化、地域コミュニティが主体の人口定着、U・Iターンの促進、地域コミュニティが取り組む集落の歴史・文化・行事・景観・まちなみの継承や形成の支援等、住み続ける意思があるうちは、そこに住み続けられる環境を様々な地域コミュニティの力で担保することを目指す。

【具体的な事業】

- ・集落点検事業
- ・地区集会所等を活用した居場所づくり・交流促進事業
- ・空き家・空き地バンク、空き家対策補助金
- ・まちぐるみの移住者サポート事業
- ・歴史的なまちなみ「継承・活用」事業 等

- イ 「住み続ける誇り」を養い「選ばれる町の魅力」をもたらす子育て・教育環境を形成する事業

親子に寄り添うコミュニティの充実、地域で支える生きる力を涵養する保育・乳幼児教育、子どもたちが町に住む魅力に気づき、動機を養う愛郷教育・キャリア教育の推進等、子育て中の親とそれを取り巻く周囲の人々の世代を超えたコミュニティの力で、極めて充実した子育て・教育環境を目指す。

【具体的な事業】

- ・育児応援プロジェクト事業
- ・コミュニティスクール支援事業
- ・森林林業キャリア教育事業（佐久穂の森構想）等

- ウ 地域に根差した「しごと」、「なりわい」の起業や事業育成環境を形成

する事業

地域資源棚卸と地域に根差した事業ふ化の仕組みづくり、地域の資源や町のくらしに根差すしごと・産品・風土のPRとブランド化、地域のみんなが稼いだお金を地域で循環等、地域に根差した「しごと」や「なりわい」を重視し、コミュニティの力で若い人々の起業や事業が生まれやすい環境を目指す。

【具体的な事業】

- ・ 創業支援事業
- ・ 産品のブランド化事業
- ・ 地域資源を活用した農林業及び観光等相互連携
- ・ 道の駅の設置
- ・ さくほの家造り職人ネット事業
- ・ ゼロカーボン事業 等

エ コミュニティを横断的に下支えし、新たなコミュニティを生み出す基盤を形成する事業

町内外への情報発信によるコミュニケーションの活発化と人のつながりを創出、コミュニティ創生戦略の推進体制の構築と進捗管理等、3つの基本目標の各施策の効果を高め、有効に機能させるために、多様な主体が課題解決に関わり主体的に取り組むための横断的な下支えを強化、推進する。

【具体的な事業】

- ・ 公民連携プラットフォームの構築
- ・ コミュニティ提案型まち活性化事業
- ・ 大学生等地域コミュニティ活動推進事業 等

※ なお、詳細は佐久穂町コミュニティ創生戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000千円（2022年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に推進会議を構成する外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイトで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで